

令和3年4月26日

生徒の皆さん
保護者の皆様

京都市立嵯峨中学校
校長 小滝 俊則

緊急事態宣言期間中の部活動中止のお知らせ

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

先日、京都府・大阪府・兵庫県等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、京都府知事から4月25日（日）から5月11日（火）までを期間として、「日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛」や「不要不急の都道府県間の移動は極力控えること」「イベント等は、原則として無観客で開催すること」等の緊急事態措置の要請がなされました。

こうした中、本市では、感染防止のため、活動内容の制限をより一層強化・徹底したうえで、教育活動を継続することとしておりますが、部活動においては、感染拡大を防止する観点から全ての部活動は中止するとの通達が来ております。先日の京都市中学校春季総合体育大会の全種目中止も含めて部活動に励んでいる生徒の皆さんにとっては厳しい措置ですが、今は感染拡大を何としても抑えないといけない時期であると考えてください。また、夕方からの時間や休日の過ごし方についても「不要不急の外出・移動の自粛」をお願いします。

保護者の皆様には、別紙の「家庭での健康観察の徹底と体調不良時の対応について」でお願いしておりますが、ご家庭でのお子様をはじめ、ご家族の体調・健康管理の徹底をお願いいたします。

なお、少しでも発熱等の風邪症状や体調不良が見られる場合には登校を控えていただくとともに、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校を控えていただきますようお願いいたします。